

答 申 第 9 6 号
(諮 問 第 9 7 号)

令和 3 年 (2021 年) 8 月 25 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 嘉 藤 亮

令和 2 年 (2020 年) 8 月 28 日付け鎌総第 1379 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

個人情報不存在決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

令和元年（2019年）7月1日付けで審査請求人が個人情報の開示を請求した「平成30年12月6日午前10時28分頃、私が、『鎌倉市こどもと家庭の相談室専用ダイヤル』へ電話をかけた際に、同相談室が作成した記録」について、実施機関鎌倉市長が令和元年（2019年）7月8日付けで行った個人情報不存決定処分は、妥当ではなく、取り消されるべきである。

2 審査請求の主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 個人情報開示等請求書の提出

審査請求人は、令和元年（2019年）7月1日付けで鎌倉市個人情報保護条例（平成5年10月4日条例第8号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「平成30年12月6日午前10時28分頃、私が、『鎌倉市こどもと家庭の相談室専用ダイヤル』へ電話をかけた際に、同相談室が作成した記録」に係る個人情報開示等請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、令和元年（2019年）7月8日付け鎌倉市指令こ相第25号で個人情報不存決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、令和元年（2019年）10月2日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が令和元年（2019年）10月2日付けで提出した審査請求書及び同年12月5日付けで提出した反論書を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

なお、審査請求人は審査会における口頭意見陳述を申し出なか

ったので、審査請求人の口頭意見陳述は実施していない。

ア 審査請求人は、同内容の電話相談を神奈川県教育委員会が実施する「神奈川県立総合教育センター総合相談ほっとライン」に行き、神奈川県教育委員会に対し、当該相談内容について自己情報開示請求を行った結果、一部開示決定がなされた。

したがって、神奈川県教育委員会の判断からも明らかであるとおおり、相談者の氏名が匿名であることのみをもって、個人情報として保管されていないとの理由は失当である。

イ 実施機関は、匿名による相談記録は個人を特定しうる項目を記録できないため不存在としているが、申述した相談内容及び相談日時により、個人情報特定は可能であるため、個人情報不存在決定は不当である。

ウ 以上より、実施機関は審査請求人の請求に係る情報は個人情報として十分に特定可能なものであることから、実施機関が行った個人情報不存在決定には理由がなく、直ちに取り消すべきである。

3 実施機関の個人情報不存在決定理由説明要旨

令和元年（2019年）10月18日付けで提出された弁明書及び令和2年（2020年）12月18日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が個人情報不存在決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

- (1) 匿名相談を含む匿名情報については、特定の個人に関する情報として保有管理されるものではないため条例第2条第1号に定める個人情報に該当しない。
- (2) 匿名相談者と審査請求人が同一人物であることの根拠はなく、匿名相談の内容を開示することは相談者の権利利益を害するおそれがある。
- (3) 匿名相談者は相談内容を個人情報として保有及び管理されないことを目的として、匿名相談という方法を自ら選択している。本件はそのような相談者の意思を尊重して行ったものであり、不存在決定処分は妥当である。

4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書及び反論書並びに実施機関からの弁明書及び決定理由説明聴取の結果並びに口頭意見陳述聴取結果記録書に基づき、次のように判断した。

- (1) 本件請求対象文書は、平成30年（2018年）12月6日午前10時28分頃に審査請求人が「鎌倉市こどもと家庭の相談室専用ダイヤル」へ匿名で行った電話相談について、同相談室が作成した相談記録（以下「相談記録」という。）である。

そこで、本件請求対象文書について、不存在とした実施機関の処分について検討する。

- (2) 本件請求対象文書の特定について

ア 相談記録は、鎌倉市こどもと家庭の相談室（以下「相談室」という。）が子どもや家庭に関する相談を受けた際に、その内容等を記録するために作成されるものである。相談者が匿名を希望した場合は、相談者の氏名等を記載することなく、受付日時、相談内容、担当者による当該事案の処理方法に関する意見等が記録される。

イ 本件審査請求を受けて、審査請求人に関する相談記録の保有の有無について実施機関へ確認したところ、審査請求人の主張する日時と、おおよそ一致する相談記録（以下「本件相談記録」という。）は存在するが、匿名の相談であったことから審査請求人の氏名は記録されておらず、また、他に審査請求人の氏名が記録された相談記録は確認できなかったため、審査請求人のものであると特定できる相談記録は保有していないとのことであった。

ウ 相談室の業務の性格上、その相談内容は秘匿性が高いものが多く、開示請求によって請求者以外の個人情報が開示されることはあってはならない。したがって、匿名の相談記録を保有個人情報として開示するためには、確実に審査請求人の個人情報であると認められるだけの識別性があることが求められる。

エ 当審査会が本件相談記録を見分したところ、実施機関が説明するとおり、個人を特定できる情報は記載されていなかった。また、審査請求人が主張する日には、他に類似した相談はなかったと認められるが、審査請求人が本件請求時に申述した相談日時や相談内容をもって、確実に審査請求人が本件相談記録に係る

相談者であると識別することはできず、また実施機関がそのように判断したとしてもやむを得ないものであった。

オ しかしながら、本件相談記録が作成された日時に審査請求人が実施機関へ電話したことを証する通話の記録や他部署での相談の記録等、審査請求書及び審査庁に対しなされた口頭意見陳述において審査請求人が提示した資料等から総合的に判断すれば、審査請求人が本件相談記録における相談者であると認められる。

したがって、本件相談記録は、審査請求人の個人情報に該当するものであると認められることから、条例第 19 条第 1 項に規定する事項に該当しない限り、これを審査請求人に開示すべきである。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
R 1 / 7 / 1	個人情報開示請求書が提出される
7 / 8	個人情報不存在決定通知書送付
10 / 2	審査請求書が提出される (処分庁：こども相談課 審査庁：総務課)
10 / 18	処分庁が審査庁に弁明書を提出
12 / 5	審査請求人が審査庁に反論書を提出
2 / 7 / 29	口頭意見陳述を実施
8 / 28	審査会に対し諮問
12 / 18	第120回審査会で審議
3 / 2 / 19	第122回審査会で審議
5 / 7	第124回審査会で審議
6 / 4	第125回審査会で審議
8 / 6	第126回審査会で審議
8 / 25	答申 (答申第96号)